

12月定例会

平成25年12月定例議会は、12月3日に開会し、平成24年度決算6件を認定、1件を不認定、また、平成25年度一般会計補正予算など町長提出の議案14件を原案のとおり可決し、12月17日に閉会しました。

主な町長提出議案

●人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
●人権擁護委員の茂木洋一氏が平成26年6月30日で任期満了となるため、同氏を推薦する案が提出され、同意さ

れました。

●人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
●人権擁護委員の齋藤和郎氏が平成26年6月30日で任期満了となるため、同氏を推薦する案が提出され、同意されました。

●公平委員会の委員の選任について
●公平委員会委員の永島宣征氏が平成25年12月21日をもって任期満了となるため、後任に川田貴雄氏を選任する案が提出され、同意されました。

●平成25年度伊奈町一般会計補正予算（第4号）
●既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,516万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億955万円とするものです。

●平成25年度伊奈町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
●既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億5,336万5千円とするものです。

●伊奈町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
●職員の勤務時間の割振り方法の一部を変更するものです。

●伊奈町税条例の一部を改正する条例
●地方税に関する処分の適用除外規定の見直しおよび公的年金からの特別徴収制度の見直し等について、地方税法が改正されたため、所

要の改正をするものです。

●伊奈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
●公社償等および株式等に係る所得に対する課税について、地方税法が改正されたため、所要の改正をするものです。

●伊奈町行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例
●自動販売機等を設置する際の行政財産の使用料について、所要の改正をするものです。

●伊奈町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例
●地域主権一括法により社会教育法が改正されたことに伴い、社会教育委員の委嘱の基準を条例で規定するものです。

●伊奈町子ども・子育て会議条例
●子ども・子育て支援法の制定に伴い、新たに伊奈町子ども・子育て会議条例を制定し、伊奈町児童福祉審議会条例を廃止するものです。

●伊奈町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部が改正され

ため、入居者の資格を改正するものです。

●伊奈町火災予防条例の一部を改正する条例
●消防法施行令（昭和36年政令第37号）が改正されたため、所要の改正をするものです。

●公の施設の指定管理者の指定について
●伊奈町総合センターの管理について、指定管理者を指定するものです。
・指定管理者 アイル・オー エンスグループ
・期間 平成26年4月1日から平成28年3月31日

●平成24年度伊奈町水道事業会計決算については、不認定となりました。

不認定となった状況ですが、全議員を委員とする決算特別委員会では、特に質疑なく賛成多数となりました。

しかしながら、その後の本会議では、賛成反対が同数となり、議長採決により不認定となったものです。

この不認定については、非常に残念なことでありますが、町では、平成24年度水道事業会計決算について、適正に執行されたものと考えております。

公平委員会委員に川田貴雄氏



平成13年から公平委員として長年にわたりご尽力いただきました永島宣征氏が退任されたことに伴い、12月22日付で川田貴雄氏が選任されました。

川田氏は、伊奈町職員として勤務され、教育次長、都市計画課長、建設産業統括監を歴任し、平成25年3月に定年で退職されています。

国民年金保険料の納付方法として 「2年前納」が始まります！

平成26年4月末の口座振替分より、割引額のより大きな2年前納がご利用いただけるようになります。2年前納は、口座振替のみご利用が可能です。

割引となります。

口座振替の利用により、納め忘れを防ぐことができます。

申込期限

毎年2月末まで

詳しくは年金事務所へお問い合わせください。

大宮年金事務所 652-3399

2年前納（口座振替）のメリット

2年間で1万4千円程度の

町ボランティアセンターから情報発信中♪

掲載内容 ボランティア募集、研修・講座案内、災害支援情報、イベント情報等
携帯電話からも閲覧可能
<http://blog.goo.ne.jp/in-a-vc-9990/>

「収集にご協力ください」

収集品 使用済みの切手、プリペイドカード（テレホン・乗り物・クオ）、パソコンプリンターインクカートリッジ（エプソン・キヤノンの純正品のみ）

回収場所

・町役場1階ロビー

・ふれあい福祉センター
ご利用ください「朗読テープ」
ボランティアセンターでは、視覚に障害のある方へ広報紙の朗読テープを作成し、配布しています。
対象になる方がご家族など身近にいる場合には、ぜひ朗読テープをご紹介します。

利用料 無料

申・園 町ボランティアセンター（社会福祉協議会内）

722-9990

公園の利用について

問 都市計画課公園緑地係
内 2422

公園はさまざまな人が利用する憩いの場です。みなさんが気持ちよく利用できるよう、お互いにマナーとルールを守りましょう。

【保護者の皆様へ】

公園は憩いの場として、さまざまな方が訪れます。特に子どもにとっては、遊具など使った外遊びを通じて体力や気力、知力が鍛えられる場となります。しかしながら、遊具は総じて一定のリスクを伴うものであり、使い方を誤ると大きなケガに繋がる可能性がありますので、小さなお子様からは目を離さないようお願いします。

なお、夏季は遊具が熱くなり、やけどの危険もありますのでご注意ください。

また、子どもだけで公園へ遊びに行くお年頃のお子様には、公園でのルールやマナーを話し合ってください。すべての方が気持ちよく公園を利用できるよう、ご理解とご協力をお願いします。

公園ではこんなマナーに 気をつけよう

・他の利用者や近所の住民に迷惑をかけないようにしましょう。
・公園の施設をこわしたり、汚したりしないでください。

・植物は大切にしましょう。
・公園内に勝手に植物を植えたり、物を作ったりしないでください。

・ボール遊びは周囲に十分注意し、他に人がいる場合はご遠慮ください。（一部の公園では禁止となっています。）

・火の使用（花火等）は禁止です。

・ゴミは各自で持ち帰ってください。

・犬は放さないでください。また、犬のフンは持ち帰ってください。